

5 いじめ防止基本方針

令和7年4月

1 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめ問題への基本姿勢

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要である。また、関係機関や地域の力も積極的に取り込むことが必要であり、これまでも、様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だ、いじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる恐れのある事案が発生している。

いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

(3) 平時からの基本姿勢

- ① いじめは「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを全教職員が十分認識すること
- ② 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を、学校全体を通じて児童一人一人に徹底すること
- ③ 児童一人一人を大切にする意識や、日常的な態度が重要であることを教職員自身が認識すること
- ④ いじめが解消したと見られる場合でも、教職員の気づかないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識すること

※「いじめが解消している」状態とは、次の2つの要件が満たされていること。

- (1) いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3か月（目安））継続していること。

- (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。（児童と保護者に確認）

- ⑤ 定期的な調査だけでなく、きめ細かな実態把握に努め、情報を全教職員で共有すること
- ⑥ 積極的な生徒指導の視点から、温かい人間関係づくりと居心地のよい学級づくりに努めること

2 いじめの防止

未然防止

① 学習規律・規範意識の徹底

「いちのこの一日」「いちのこ学びのスタイル」をもとに、全職員で指導にあたり、児童に定着させ、安心して学ぶことができる環境をつくる。

② 生徒指導の4つの視点を生かした授業づくり

一人一人を大切にしたいわかる授業づくりを進め、全ての児童が参加・活躍できる授業を工夫し、児童に「自己決定」ができる、「自己有用感」を感じられる、「共感的人間関係」を育むよう努める。

③ 道徳教育や人権教育の充実

全教育活動を通して道徳教育や人権教育を推進し、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

④ インターネットの使い方の指導

通信機器の使用状況の把握に努めるとともに、計画的効果的に情報モラル教育を行うなど、迅速に対応する。

早期発見・早期対応

① 小さなサインを見逃さないために

- ・日頃から児童の見守りや信頼関係の構築に努める。
- ・児童が示す変化を見逃さないよう心がける。
- ・職員間の情報交換を円滑に行い、情報を共有する。
- ・保護者、スクールカウンセラー、いじめ対応アドバイザー、学童との連携を図る。

② アンケートの活用と面談の実施

児童の些細な変化に気づくこと、気づいた情報を共有すること、速やかに対応することを基本とする実態把握に努め、児童の思いをくみ取る。

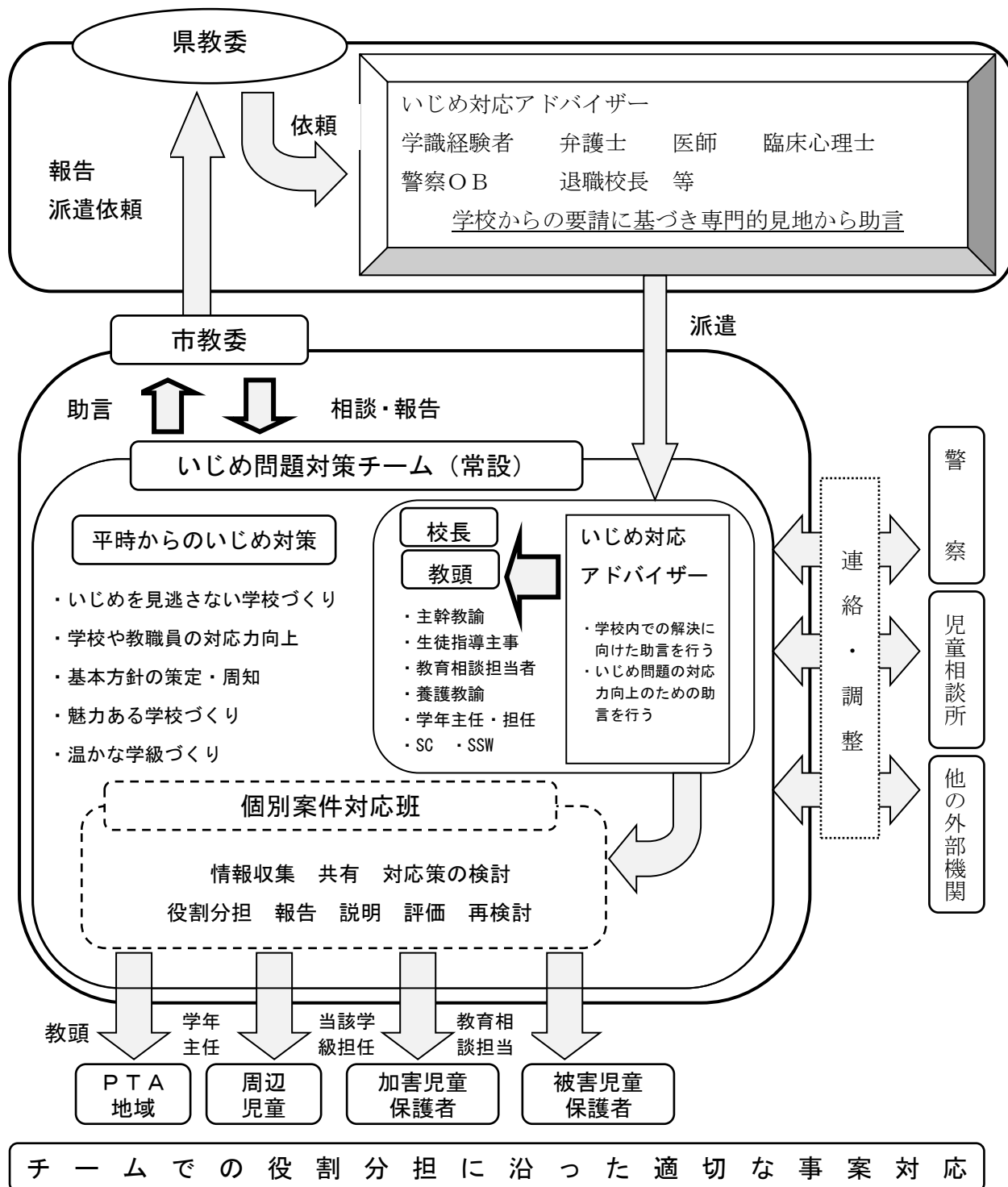
③ 教育相談体制の整備

学級担任の他、養護教諭、スクールカウンセラーと関わる時間を設定し、教育相談の体制を整える。

3 いじめ問題に対する校内体制

校長をトップとするチームでの体制

いじめを見逃さない学校づくり 外部に開かれた風通しの良い学校づくり
→ 子どもたちが安心して学ぶことができる環境を整える



いじめ問題対策チームの役割

- ・学校の「いじめ防止基本方針」を策定し、年間指導計画の作成・実効の中核的役割を果たし、「いじめを見逃さない学校づくり」を推進する。加えて、校内研修を企画し、実施する。
- ・いじめの相談・通報の窓口になり、認知した情報を収集・整理・記録して共有する。学校や教職員のいじめ問題への対応力向上に努める。
- ・いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童への調査や聞き取りの実施、指導・助言の体制の構築、方針の決定と保護者との連携を行う。
- ・学校のいじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか点検し、取組が効果的なものになっているか検証を行う。
- ・いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合、調査組織の母体となる。

4 いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、いじめ問題対策チームで協議し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を小松市教育委員会に報告する。

また、いじめを発見した場合は、全体に対する指導だけで終わるのではなく、いじめた子ども、いじめられた子どもへの個別の指導を徹底するとともに、いじめている子ども、いじめられている子ども双方の家庭にいじめの実態や経緯等について連絡し、家庭の理解・協力を求めることが大切である。

(1) いじめられている子どもへの対応

【学校】

- ・いじめられている子どもを必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに教職員の誰かが必ず相談相手になることを理解させる。
- ・決して一人で悩まずに、友人や保護者、教職員等誰かに相談すべきことを十分指導する。
- ・いじめの事実関係を正しく把握することが必要であるが、その場合、冷静に、じっくりと子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。
- ・いじめた子どもの謝罪だけで、問題が解決したなどという安易な考えを持たずに、その後の行動や心情をきめ細かく継続して見守る。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、自ら進んで取り組めるような活動を通して、やる気を起こさせ、自信を持たせる。
- ・いじめられている子どもを守り通すとの観点から、場合によっては、緊急避難としての欠席や転校措置等、保護者と相談しながら弾力的に対応する。

【家庭】

- ・子どもの様子に十分注意して、子どものどんな小さな変化についても気をかけ、何かあったら学校に相談し、協力していく。
- ・子どもの長所を積極的に見つけ、認めるとともに、家族にとってかけがえのない存在であることを理解させ、自信を持たせる。
- ・必ず守り通すという姿勢を明確に示し、安心させるとともに、本人の話を冷静に、じっくりと聞き、子どもの気持ちを受容し、共感的に受け止め、心の安定を図る。

(2) いじめている子どもへの対応

【学校】

- ・まず、いじめられた児童の心理的・肉体的苦痛を十分理解させ、いじめが人間として絶対許されない行為であることを分からせる。
- ・当事者だけでなく、いじめを見ていた子どもからも詳しく事情を聴き、実態をできるだけ正確に把握する。
- ・集団によるいじめの場合、いじめていた中心者が、表面に出ていないことがあるため、いじめの集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導する。
- ・いじめた子どもが、どんなことがいじめであるのか分かっていない場合も考えられるので、いじめの態様によっては、犯罪に当たる場合があることを理解させる。
- ・いじめた子どもの不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し、学校生活に目的を持たせ、人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く、継続して行う。
- ・いじめが解消したと見られる場合でも、教師の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないので、そのときの指導によって、解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

【家庭】

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、本人に十分言い聞かせる。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人と保護者が一緒に考える。

(3) いじめられている子どもの保護者への対応

- ・いじめの訴えはもちろんのこと、どんな些細な相談でも真剣に受け止めて、誠意ある対応に心がける。
- ・家庭訪問をしたり、来校を求めたりして話し合いの機会を早急に持つ。その際、不安と動揺の心で来校する保護者の気持ちを十分に受け止めて、対応策について協議する。また、学校として、いじめられている子どもを守り通すことを十分伝える。
- ・いじめについて、学校が把握している実態や経緯等を隠さずに保護者に伝える。
- ・学校での様子について、その都度家庭に連絡するとともに、必要に応じ個別の面談や家庭訪問を行うなど、解決するまで継続的に保護者と連携を図る。
- ・必要な場合は、緊急避難としての欠席も認めることを伝える。
- ・家庭においても子どもの様子に十分注意してもらい、子どものどんな小さな変化についても学校に連絡してもらうように要請する。

(4) いじめている子どもの保護者への対応

- ・いじめの事実を正確に伝え、いじめられている子どもや保護者の、つらく悲しい気持ちに気付かせる。
- ・教師が仲介役になり、いじめられた子どもの保護者と協力して、いじめを解決するため保護者同士が理解し合うように要請する。

- ・いじめは絶対に正当化できないものであるという毅然とした姿勢を示すとともに、家庭でも十分に言い聞かせてもらうよう要請する。
- ・子どもの変容を図るために、子どもとの今後の関わり方や家庭教育の見直し等について、本人や保護者と一緒に考え、具体的に助言する。

(5) 「インターネット上のいじめ」の対応

- ・「ネットいじめ」の対応に当たっては、その性質上より速やかで適切な対応が求められる。また、保護者や関係機関との連携が重要である。
- ・グループチャット機能を使用した仲間はずれなどのいじめについては、被害児童及び加害児童双方から十分な聴き取りを行い、事実関係を明らかにするとともに、相手の立場に立って考えさせる指導が重要である。
- ・インターネット上の不適切な書き込み等については、一旦保存した上で、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
- ・名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。なお、必要に応じて警察や地方法務局の協力を求める。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 重大事態への対処

重大事態が発生した場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、個別案件対応班を組織して事実関係を明確にするための調査を行うとともに、市教育委員会に報告して、KCT（小松市緊急危機対応サポートチーム）と連携を図る。なお、調査組織に外部の専門家を加えるなど、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることが大切である。

また、重大事態の発生により、被害児童だけでなく、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動揺が広がる場合があり、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める必要がある。

- ・いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき
- ・いじめにより児童が相当の期間学校を欠席（30日（目安））することを余儀なくされている疑いがあるとき
- ・児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立があったとき



- ・重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- ・協議の上、当該事案に対処する組織を設置し、調査などの対応を相談しながら行っていく。
- ・関係機関との連携を適切にとる。
- ・調査結果等については、児童・保護者に対し事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。